

議案第 6 4 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
 次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正す
 ることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、
 本議会の議決を求める。

平成 7 年 6 月 2 0 日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 7 年 6 月 2 1 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 一 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年三朝町条例第
 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

150,000円	255,000円	370,000円	505,000円	685,000円	870,000円
140,000	240,000	340,000	445,000	620,000	805,000
130,000	255,000	320,000	420,000	570,000	750,000
125,000	210,000	295,000	385,000	535,000	715,000
115,000	190,000	265,000	345,000	475,000	640,000
105,000	175,000	245,000	320,000	430,000	600,000

を

155,000円	260,000円	375,000円	510,000円	695,000円	880,000円
145,000	245,000	345,000	450,000	625,000	815,000
135,000	230,000	325,000	425,000	575,000	760,000
130,000	215,000	300,000	390,000	540,000	725,000
120,000	195,000	270,000	350,000	480,000	650,000
110,000	180,000	250,000	325,000	435,000	605,000

に

改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 平成7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

円000,078	円000,288	円000,202	円000,078	円000,222	円000,021
000,208	000,020	000,214	000,018	000,018	000,011
000,027	000,072	000,024	000,028	000,222	000,031
000,217	000,222	000,288	000,282	000,012	000,221
000,018	000,274	000,248	000,282	000,001	000,211
000,008	000,034	000,028	000,242	000,271	000,201